

いわき市への適格請求書等発行に関するQ & A

No.	質問	回答
1	適格請求書について、市で定めている様式はあるか。	①適格請求書に対応した項目を追記した様式のエクセルデータ ②既存様式に追記する方法(①と同じ内容)を市HPの「いわき市に代金等を請求するとき」等に掲示しました。
2	適格請求書としての様式に統一しないのはなぜか。	適格請求書が必要となる件数見込みが少ないことから、様式変更により一律に対応するのではなく、従来の様式に追記すること等で対応することとしました。
3	免税事業者のため、適格請求書を求められても発行できないがどうすればよいか。	従来の請求書によりご請求いただけます。
4	従来の請求書様式は使えなくなるのか。	一般会計等の適格請求書を必要としない部署に対しては、従来の請求書様式が使えます。 適格請求書を必要とする特別会計等を所管する部署から求められた場合に、1でお示しした様式をお使い下さい。
5	適格請求書が必要となる部署を教えてください。	令和5年8月1日現在、会計室が把握しているのは、卸売市場、公営競技事務所、常磐支所経済土木課、生活環境部経営企画課ですが、これらの部署が、全て適格請求書を必要とするものではありません。また、今後これ以外の部署において適格請求書を必要とする場合もあります。 今後、お取引の際に、適格請求書による請求を個別に依頼する場合がございますのでご対応をお願いします。 なお、水道局及び医療センターとお取り引きされる場合は、別途ご確認をお願いします。
6	請求先が適格請求書を必要としているかの確認を行わず、適格請求書により請求してよいか。	記載内容に誤りが無い限りお受け付けいたします。
7	いつから適格請求書を使えばよいか。	インボイス制度は令和5年10月1日から始まりますが、それ以前に適格請求書により請求いただいても、記載内容に誤りが無い限りお受け付けいたします。
8	適格請求書提出後に記載誤りを見つけたらどうすればよいか。	まずは発注課等にご連絡をお願いします。 なお、適格請求書の訂正につきましては、法例等に差し替え等を行う旨の定めがありますので、これに則り対応をお願いします。

No.	質問	回答
9	取引年月日が 11/1 の物品の請求を 11/30 に行う場合、どうすればよいか。	11/30 付の請求書とは別に、11/1 の納品書を添付してください(納品書の様式は任意のものでかまいません)。
10	(全額または部分)前払の場合、消費税はどのように記載すればよいか。	税務署または発注課等にご相談願います。
11	これまで請求書に「別紙見積書のとおり」と記載することで内訳書等の省略が認められてきたたが、インボイス制度導入後はどうなるのか。	<p>従前の請求書による請求につきましては、これまでどおり、内訳を「別紙見積書のとおり」と記載したものでお受け付けいたします。</p> <p>ただし、適格請求書による請求の場合、「別紙見積書のとおり」と記載することが認められるかにつきましては、税務署にご相談願います。</p>